

## (仮称) 育ちあいの家おなりにおける利用定員の協議について

## 1 趣旨

平成27年度から施行された子ども・子育て支援新制度においては、学校教育法や児童福祉法等に基づく認可等を受けている施設・事業者が新制度における財政支援（給付）の対象となるための「確認」を行う手続きが子ども・子育て支援法第43条第1項に定められている。

この「確認」の手続きは、施設・事業者が各種基準を満たすかどうかを確認するのに加え、市町村が「利用定員」を定めたいで行うが、「利用定員」を定める際には、子ども・子育て会議において意見聴取することが、子ども・子育て支援法第43条第3項に定められており、今回、令和元年10月1日から開所する施設に係る「利用定員」について協議を行うもの。

## 2 対象

## (1) 育ちあいの家おなり（家庭的保育事業）

## ア 事業者情報

- ・事業者：鎌倉育ちあいの家
- ・代表：西野 奈津子
- ・事業者所在地：鎌倉市御成町6番15号

## イ 施設情報

- ・施設長：木村 真里奈
- ・所在地：鎌倉市御成町6番15号
- ・開所予定日：令和元年10月1日
- ・認可定員5人（0歳児～2歳児：5人）

## ウ 利用定員

認可定員と同数の5人定員を設定

